## 物件調書

## 事前登録申込 受付終了物件

物件番号		C-1		土地単価(参考(	価格) 160,000円/㎡		
	所在地	大阪市住之江区南港北1丁目34番3 (大阪市住之江区南港北1丁目23番街区)					
土地	地 積	登記簿	7,910.37 m <sup>2</sup>	実 測	7,910.37 m²		
	地 目	登記簿	宅地	現 況	宅地		
	形状	·	明細図のとおり	土地の状況	更地		
		都市計画区域	市街化区域				
法		用途地域	準工業地域				
令 等		指定建ぺいる	<b>60%</b>	指定容積率	200%		
に 基	都市計	高度指定	無	防火地域	準防火地域		
づく制限	画法等	臨港地区規制	無分区	その他規制	・咲洲コスモスクエア地区地区 計画 ・コスモスクエア地区まちづくり 要綱 ・地区計画に基づく建築物の 容積率の最高限度:600%		
+4-7-	学時の小畑	東側	臨港道路 幅員約 14 m	舗装 有	高低差 無		
按面:	道路の状況	北側	臨港道路 幅員約 14 m	舗装有	高低差 無		
私道の負担等 に関する事項		負担の有無	無		5界部分において、一部土地を提供 整備していただく必要があります。		
			配管等の状況		照会先		
			東側前面道路配管 有	関西電力㈱	大阪南支社		
		電気	北側前面道路配管  有	難波営業所	(0800) 777-8021		
			東側前面道路配管 有	大阪市水道原	司 西部水道センター		
	給処理	上水道	   北側前面道路配管  有	   水道局お客さまセンター (06)6458-1132			
ルビュ	を設の状況		→ 東側前面道路配管 有	クリアウォータ	プロスストリスティア ToSAKA株式会社		
		下水道	北側前面道路配管 有		管理センター (06)6686-1909		
			東側前面道路配管 有		大阪導管事業部 計画チーム		
		ガス	北側前面道路配管有		レープ (06)6586-3197		
			大阪市営地下鉄 中央線	寺自川四クグ	V / (00)0300 3131		
	最寄の	鉄道	コスモスクエア 駅	の南東	約 400 m 徒歩約 5 分		
交	通機関	バス	大阪市営バス 南港北一丁目 停留所	の北西	約 400 m 徒歩約 5 分		
	:地・建物 の履歴	平成 7 年 12	月 公有水面埋立により大阪市	が所有権を取得			
			現在に至る				

		人為的原因	履歴調査のみ(履歴なし)。		
7	土壤調査	自然的原因	本物件を含む近隣土地に自然的原因によ ありません。(平成29年3月16日現在)	る土壌汚染についての情報は	
その	アスベスト(石綿) の使用状況等	建築物は存在しません。		事前登録申込 受付終了物件	
他	耐震診断	建築物は存在しません。			
	地下埋設物 (地下基礎等)	地下埋設物等の調査は行なっていません。			
	埋立材	海砂、山砂、建設残土			
境界	境界確定	済			
に関	道路明示	無			
する事	越境物	無			
項	地積測量図	有			
特記	本物件が存在する地域は、都市計画法上の「臨港地区(無分区)」に指定されています。 一定規模以上の事業場の新増設をする場合には届出が必要となります。 詳細は大阪市港湾局営業推進室開発調整課(TEL 06-6615-7740)へお問い合わせください。 本物件の北・東側接面道路(臨港道路)は、建築基準法第42条第1項第5号に規定する道路です(明細図参照)。 詳細については、都市計画局建築指導部建築企画課道路判定担当(電話:06-6208-9286)へお問いてさい。 本物件の土地利用に伴い、車両を歩道に乗入れる施設を設ける計画のある場所については、歩道にかり大阪市港湾施設条例に基づく臨港道路等工事施行許可申請を行い許可を得る必要があります。 詳細は、大阪市港湾局計画整備部施設管理課施設管理グループ(TEL:06-6572-2674)へお問いたさい。 本物件内には、土壌汚染対策法施行規則並びに大阪府生活環境の保全等に関する条例に規定さ基準値を超過する土壌(以下、基準値超過土)が存在する可能性がありますが、引渡しはすべて現状い、本市は瑕疵担保責任を一切負いません。 土壌汚染対策法並びに大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく土壌汚染調査及び対策積いては、本市は一切負担しません。また、自主調査で確認された土壌汚染にかかる調査費及び対策積しては、本市は一切負担しません。また、自主調査で確認された土壌汚染にかかる調査費及び対策積				
事	囲は埋立層:海底	面より上)につい ですが、建設残 <u>:</u>	とだし、建築物その他構築物の建設等にあたては、原則夢洲において受入れが可能(但) 士の搬出処理については大阪市港湾局営業い。	し、本市受入れ基準に合致する	
項	存していますが、弓 5 を撤去する場合は	渡しはすべて 、コスモスクエア	側溝、ネットフェンス、単管バリカー、咲洲キ 見状有姿で行い、市は瑕疵担保責任を一切 地区まちづくり要綱に基づき代替施設を買 進室開発調整課(TEL 06-6615-7740)へ	負いません。なお、既設の階段 受人の負担で整備していただき	
			階段の照明設備の照明柱の基礎砕石及びで で行い、市は瑕疵担保責任を一切負いません		
	7 設及び撤去につい	ては、大阪市建	第1人孔(道路からの接続管含む)が設置され 建設局下水道河川部施設管理課「許認可申 とうえで、同担当の指示に従ってください。(	請等•排水協議窓口」(電話:06-	

	8	本物件は埋立地であり、上記5以外にも地中埋設物、砕石、アスファルトやコンクリート塊(巨礫含む)、地盤改良材、鉱さい、レンガ片、木片などが残存している可能性がありますが、引渡しはすべて現状有姿で行い、撤去・処分等が必要な場合には、買受人の負担にて行ってください。本市は瑕疵担保責任を一切負いません。
特記	9	本物件南東部は運河橋梁擁壁構造物と接しているため、付近を開発する場合、着手前に施設管理者と協議する必要があります。詳細については、大阪市港湾局計画整備部施設管理課(道路)(TEL:06-6572-2674)へお問い合わせください。(参考図面① 参照)
部 事	10	3,000㎡以上の土地の形質の変更を行う場合、土地の形質の変更者は、土地の形質の変更に着手する30日前までに、土壌汚染対策法第4条に基づき形質変更届を提出するとともに、大阪府生活環境の保全等に関する条例第81条の5に基づき本件地の利用履歴等について調査し、その結果を都道府県知事等に報告する必要があります。詳細については、大阪市環境局環境管理部環境管理課土壌汚染対策グループ(電話:06-6615-7926)へお問い合わせ下さい。なお、形質変更届や利用履歴等の調査にかかる費用(外部委託に係る費用を含む。)については、買受人の負担となります。
項	11	本物件について、開発許可の対象となり、また大規模建築物(準大規模建築物)に関する事前協議等が必要となる場合があります。対象となる条件等の詳細については、大阪市都市計画局開発調整部開発誘導課(電話: 06-6208-9285)へお問い合わせください。 また、建築物を新築、増築、改築等を行う場合、建築確認申請手続きをする必要があります。建築確認申請等についての詳細は、大阪市都市計画局建築指導部建築確認課(電話: 06-6208-9291)へお問い合わせください。

## ※ 次に掲げる事項を遵守すること。

①業務・商業、研究開発、研修機能の用に供すること。

- ②「咲洲コスモスクエア地区地区計画」に適合したものであること。
- ③「コスモスクエア地区まちづくり要綱」を遵守すること。
- ④ 契約締結後2年以内に施設建設の工事に着手すること。
- ⑤事業運営にあたっては、地域との円滑な関係が確保できるよう事業者側で責任を持って調整 すること。特に近隣の住宅居住者に配慮すること。

事前登録申込

受付終了物件

- ⑥ 建物を建築するにあたっては、都市計画法、建築基準法、消防法、港湾法等の法令並びに これらに基づく大阪府及び大阪市の条例、指導要綱等を遵守すること。
- ⑦ 当該物件の開発に際し、建築確認申請を行う前に、上記の事項を遵守した「施設整備計画書」を別途作成のうえ本市へ提出し承認を得ること。

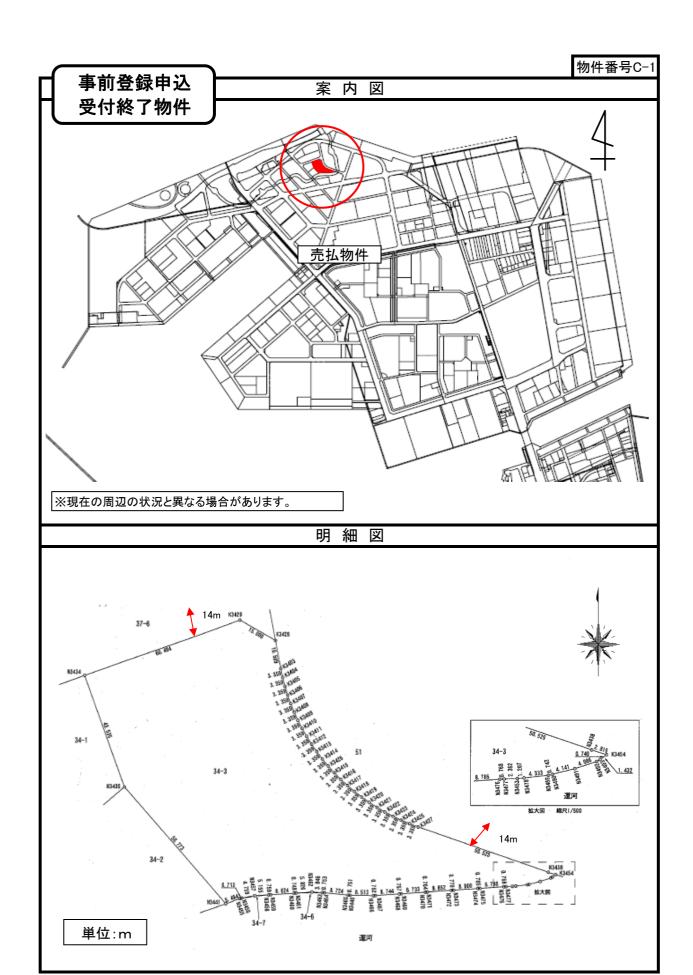
上記以外の特約については、実施要領「5 契約上の主な特約」をご覧ください。

おける留意事項建築計画等に	1	建築計画にあたっては、周辺地域の景観や環境にも配慮し、一体感があり調和のとれた計画とすること。 また、大型車両通行などの交通環境や、塩害、強風等、同地区の立地特性による環境にも十分配慮し、特に 周辺地域にトレーラー等の大型車両の通行が多数あることに留意すること。
	2	咲洲キャナル付近においては、将来、同キャナルが全延長にわたって活用されることをイメージして、だれもが水辺の景観を楽しめる場となるよう、地区に寄与するものをプロムナードに沿って計画すること。
	3	咲洲キャナルのプロムナード・水路及び上空部分について、大阪市財産条例及び大阪市海浜施設条例に基づき、一定の条件のもと利用することができます。ただし、キャナルの形状等を変更することはできません。なお、利用する場合は、同条例に基づく許可が必要であり、定められた使用料又は占用料をお支払いただきます。
	4	咲洲キャナルは公共財産であり、不特定多数の人々がキャナルを使用することを阻害しない計画とすること。 また、キャナルの現況構造に配慮した安全性の確保を十分検討して、敷地内での施設を計画すること。

契約上の主な特

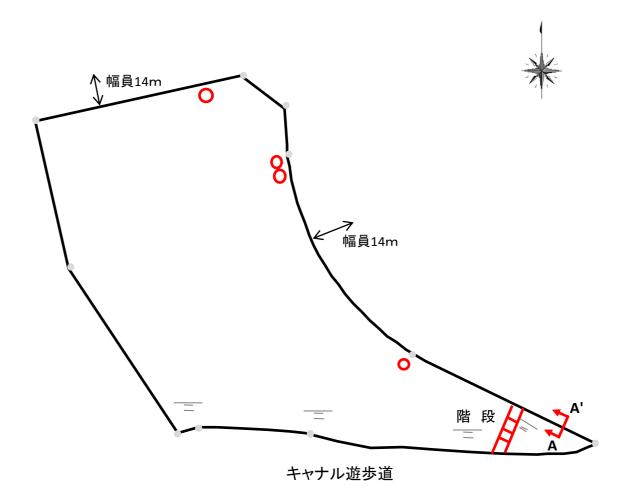
約

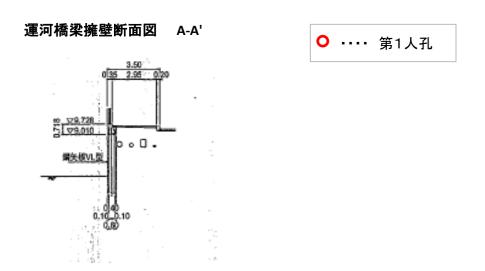
その他		本物件が存在する地域は、総合特別区域法(以下「同法」という。)上の「国際戦略総合特別区域」に指定されています。「国際戦略総合特別区域」においては、同法等に定める要件を満たしている場合、規制の特例措置、課税の特例、総合特区支援利子補給金等の特例措置の適用を受けることができます。 具体的な要件や措置内容等の詳細は、「内閣府 地方創生推進事務局 総合特区ホームページ」で確認頂くか、または下記の経済戦略局立地推進担当へお問い合わせください。 大阪市経済戦略局立地交流推進部立地推進担当連絡先電話番号:06-6615-3764
	2	本物件が存在する地域は、「関西イノベーション国際戦略総合特区」として、総合特別区域法上の「国際戦略総合特別区域」に指定されています。 本地域は、「大阪府成長産業特別集積区域における成長産業の集積の促進及び国際競争力の強化に係る成長産業事業計画の認定並びに法人の府民税及び事業税並びに不動産取得税の課税の特例に関する条例」(平成28年9月1日に施行)ならびに「大阪市国際戦略総合特別区域における産業集積の促進及び産業の国際競争力の強化に係る事業計画の認定並びに法人の市民税、固定資産税、事業所税及び都市計画税の課税の特例に関する条例」(平成24年12月1日に施行)に定める要件を満たしている場合、地方税の優遇措置を受けることができます。 具体的な要件や措置内容等の詳細は、大阪府※1または大阪市※2までお問い合わせください。※1:大阪府商工労働部成長産業振興室立地・成長支援課連絡先電話番号:06-6210-9406※2:大阪市経済戦略局立地交流推進部立地推進担当連絡先電話番号:06-6615-6765
	3	買受人は、コスモスクエアのまちづくりを推進することを目的とした「コスモスクエア開発協議会」の会員になっていただきます。 詳細は大阪市港湾局営業推進室開発調整課(TEL 06-6615-7776)へお問い合わせください。
	4	コスモスクエア地区には、光ファイバー等の情報通信ケーブルを敷設できるよう埋設管を設置しており、通信事業者に開放しています。 詳細は大阪市港湾局計画整備部施設管理課(TEL06-6572-2674)へお問い合わせください。
	5	本物件は、引渡しまでの間、駐車場等として使用する場合があります。



参考図面① 物件番号 C-1

## 事前登録申込 受付終了物件





※ 本図面は全て参考図であり、正確な位置等は現況と相違している場合があります。 その場合、現況が優先し現状有姿での引き渡しとなります。